

## 特定事業所集中減算の流れ (R5 後期分) について

報告書を作成した結果、各サービスの紹介率最高法人の割合が、いずれか1つのサービスでも80%を超えていますか。

はい

別紙に必要事項を記入の上、報告書とともに、令和6年3月15日(金)までに平塚市介護保険課へ提出してください。

宛先住所などについて本紙の下部にまとめてありますので、ご活用ください。

いいえ

この報告書の市への提出は不要です。事業所内で2年間大切に保管してください。

また、この報告書の別紙については記入の必要はありません。

平塚市では、頂いた報告書及び別紙の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの**審査**を行います。

**審査**にあたっては、報告書の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

審査結果の通知について、提出期限までに報告書を提出した事業所に対しては、3月26日(火)を目処に発送します。

上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、令和6年4月～令和6年9月サービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

報告書及び(別紙)提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類(記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など)と一緒に、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認します。

〒 254-8686

平塚市浅間町9-1

平塚市 福祉部 介護保険課

介護給付担当 宛て